

「週休2日」試行工事实施要領の改正概要(R7.10)について

鹿児島県の「週休2日」工事实施要領改定※に伴い、鹿屋市の「週休2日」試行工事实施要領の改正を行います。当改正は、設計書の単価適用日が10月1日以降の工事から適用されます。

(※県土木部監理課・建築課 R7.8 改定、県農政部・環境林務部 R7.10 改定)

鹿屋市の R7.10 改正要領		主な改正内容
・鹿屋市「週休2日」試行工事(発注者指定型)実施要領		・ <u>月単位</u> の週休2日の補正係数を乗じて予定価格を作成 ・現場閉所型の週休2日が困難な工事への対応として、交替制を導入し、交替制の週休2日の補正係数を新設
(対象)	建設部、上下水道部の事業	・ <u>週単位</u> の週休2日(完全週休2日)の補正係数を新設
	農林商工部の農業土木事業	
	農林商工部の森林土木事業	・ <u>月単位</u> の週休2日の補正係数を新設
・鹿屋市営繕事業における「週休2日」試行工事实施要領 (対象) 営繕事業		・ <u>週単位</u> の週休2日(完全週休2日)の補正係数を新設

週休2日の補正係数(R7.10)

【工事費の積算】

- 建設部、上下水道部、農林商工部が所管する事業
月単位の週休2日の補正係数を乗じて予定価格を作成し、実績に応じて変更。(発注者指定方式)
- 営繕事業
 週休2日の補正は行わずに予定価格を作成し、実績に応じて変更。(受注者希望方式)

【補正係数(現場閉所型)】

単価適用日		改正前(R7.8.1～R7.9.1)		改正予定(R7.10.1～)		
週休2日の種別		通 期	月単位	通 期	月単位	週単位 (完全週休2日)
建設部、 上下水道部 の事業		廃 止	労 務 費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	な し	労 務 費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労 務 費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
農林商工部の事業	農林 土木 事業	労 務 費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.05	な し	廃 止	労 務 費:1.02 — 共通仮設費:1.04 現場管理費:1.05	労 務 費:1.02 — 共通仮設費:1.05 現場管理費:1.06
	森林 土木 事業	労 務 費:1.05 機械経費(賃料):1.04 共通仮設費:1.04 現場管理費:1.06	な し	労 務 費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労 務 費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05	な し
営繕事業		廃 止	労 務 費:1.02 —	な し	労 務 費:1.02 —	労 務 費:1.02 現場管理費:1.01

各事業の補正係数は、鹿児島県が制定した要領に準拠しています。

- ・建設部、上下水道部の事業…【県土木部監理課】「週休2日」工事实施要領(一般土木工事編)
- ・農業土木事業…【県農政部】「週休2日」試行工事实施要領
- ・森林土木事業…【県環境林務部】「週休2日」試行工事实施要領(森林土木事業編)
- ・営繕事業…【県土木部建築課】営繕工事における「週休2日」工事实施要領